

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第3部門第2区分  
【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公開番号】特開2013-91643(P2013-91643A)  
【公開日】平成25年5月16日(2013.5.16)  
【年通号数】公開・登録公報2013-024  
【出願番号】特願2012-253174(P2012-253174)  
【国際特許分類】

A 6 1 K 31/131 (2006.01)  
A 6 1 K 47/08 (2006.01)  
A 6 1 P 17/06 (2006.01)  
A 6 1 P 17/04 (2006.01)  
A 6 1 P 17/16 (2006.01)  
A 6 1 P 17/02 (2006.01)  
A 6 1 P 17/14 (2006.01)  
A 6 1 P 35/00 (2006.01)  
A 6 1 P 35/02 (2006.01)  
A 6 1 K 47/38 (2006.01)  
A 6 1 K 47/10 (2006.01)  
A 6 1 K 47/18 (2006.01)  
A 6 1 K 47/20 (2006.01)  
A 6 1 K 47/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/131  
A 6 1 K 47/08  
A 6 1 P 17/06  
A 6 1 P 17/04  
A 6 1 P 17/16  
A 6 1 P 17/02  
A 6 1 P 17/14  
A 6 1 P 35/00  
A 6 1 P 35/02  
A 6 1 K 47/38  
A 6 1 K 47/10  
A 6 1 K 47/18  
A 6 1 K 47/20  
A 6 1 K 47/34

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月18日(2012.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

0.0001～2.0重量%の窒素マスタードまたはその薬剂的に許容される塩を含み  
、前記窒素マスタードまたはその薬剂的に許容される塩は、非水性媒体または担体中にあ

り、

前記窒素マスタードは、ビス - ( 2 - クロロエチル ) エチルアミン、ビス - ( 2 - クロロエチル ) メチルアミンおよびトリス - ( 2 - クロロエチル ) アミン、ならびにそれらの組み合わせからなる群から選択され、

前記非水性媒体または担体は、 $\text{HOCH}_2\text{CH}_2\text{OCH}_2\text{CH}_2\text{OR}_{79}$  (  $\text{R}_{79}$  は、1 ~ 6 個の炭素原子を有する直鎖アルキル基である。 ) を含み、且つワセリンまたはエタノールを含有せず、

前記疾患は、乾せん、湿疹、紫外線角化症、ろうそう、類肉腫症、脱毛症、皮膚 T 細胞リンパ腫、すなわち、菌状息肉症、リンパ細胞の異常増殖、胸膜および腹膜滲出液、皮膚 B 細胞リンパ腫、皮膚の偽リンパ腫、扁平上皮癌、基底細胞癌、気管支原性肺癌、悪性メラノーマ、リンパ肉腫、慢性リンパ性白血病、真性多血症、リンパ腫様丘疹症およびムツハ・ハーベルマン症 ( P L E V A )、ならびにそれらの組み合わせからなる群から選択される、疾患治療の局所用薬剤組成物。

【請求項 2】

ヒドロキシプロピルセルロース、緩衝ゲル、メントール石英 U S P、ブチル化ヒドロキシトルエン N F、グリセリン U S P、エドト酸 2 ナトリウム U S P、デシルメチルスルホキシド、K r i s - エステル 2 3 6、ポリエチレングリコール ( P E G )、エチレングリコール ( E G )、ポリプロピレングリコール ( P P G ) およびプロピレングリコール、ならびにそれらの組み合わせからなる群から選択される少なくとも一種の成分をさらに含有する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記組成物は、0 . 0 1 5 ~ 0 . 0 3 0 重量 % の窒素マスタードまたはその薬剂的に許容される塩を含有する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

1 5 から 6 0 重量 % のプロピレングリコール U S P またはジメチコンまたはシクロメチコンをさらに含有する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

エトキシジグリコール剤、ヒドロキシプロピルセルロース、メントール石英 U S P、ブチル化ヒドロキシトルエン N F、グリセリン U S P、エドト酸 2 ナトリウム U S P、デシルメチルスルホキシド、および K r i s - エステル 2 3 6 からなる群から選択される少なくとも一種の成分をさらに含有する、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記窒素マスタードの薬剂的に許容される塩は、窒素マスタード・H C l、窒素マスタード・H<sub>2</sub>S O<sub>4</sub>、窒素マスタード・H N O<sub>3</sub>、窒素マスタード・H<sub>2</sub>S O<sub>4</sub>、窒素マスタード・H B r および窒素マスタード・H I 並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記窒素マスタードは、ビス - ( 2 - クロロエチル ) エチルアミン、ビス - ( 2 - クロロエチル ) メチルアミンおよびトリス - ( 2 - クロロエチル ) アミン、並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記窒素マスタードまたはその薬剂的に許容される塩は、ビス - ( 2 - クロロエチル ) メチルアミンまたはその薬剂的に許容される塩である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記疾患は、皮膚 T 細胞リンパ腫、菌状息肉症、乾せん、紫外線角化症、皮膚 B 細胞リンパ腫および脱毛症、ならびにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記疾患は、皮膚 T 細胞リンパ腫または菌状息肉症である、請求項 1 に記載の組成物。